

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 非常勤役員に対する過大報酬の判定

Q: 当社はこの度、非常勤役員がひとり増えました。彼には前職の経営研究所の所長としての経験を活かし当社に経営のアドバイスをしてもらうのですが、その場合、他の非常勤役員より報酬を高くし、常勤役員とほぼ同額とすることは、過大役員報酬になりますか。

A: 非常勤であっても役員には変わりありませんので、その報酬については、法人税法上、役員報酬のうち不相当に高額と認められる部分の金額は、過大役員報酬として損金の額に算入されないこととなります。

不相当に高額か否かの判定は、次の①、②の基準により判定し、そのいずれにも該当する場合は、多い方の金額が損金不算入とされます。

①実質基準……その役員の職務内容、その法人の収益状況、その法人の使用人の給与の支給状況、同種同規模の法人の役員報酬等からみて相当と認められる金額を超える部分の金額

②形式基準……定款の規定又は株主総会等の決議により定められた役員報酬の支給限度額を超える部分の金額

ご質問では詳しいことがわかりませんが、今回就任した役員の経歴だけで常勤役員と同額の報酬とすることは問題があると思われます。その役員の貴社での勤務状況や仕事内容など総合勘案し、上記の基準（特に実質基準）を検討してください。結果、適正であれば税務上も認められるでしょうから、客観的・合理的に説明できるようにしておくことです。

